株式会社企業再生支援機構法施行令（平成二十一年政令第二百三十四号）の一部を次のように改正する。

第一条の見出しを「（大規模な事業者等）」に改め、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「第二十五条第一項第三号」を「第二十五条第一項第四号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第二十五条第一項第三号」を「第二十五条第一項第四号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「株式会社企業再生支援機構法（以下「法」という。）第二十五条第一項第二号」を「法第二十五条第一項第三号」に、「第三項第二号」を「第四項第二号」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

株式会社企業再生支援機構法（以下「法」という。）第二十五条第一項第一号に規定する政令で定める事業者は、資本金の額又は出資の総額が五億円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が千人を超える事業者とする。

附　則

この政令は、株式会社企業再生支援機構法の一部を改正する法律附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日（平成二十四年五月十四日）から施行する。

内閣総理大臣　野田　佳彦
総務大臣　川端　達夫
財務大臣　安住　淳
厚生労働大臣　小宮山洋子
経済産業大臣　枝野　幸男